

7月31日（月）放送分

○消費生活相談（住民課）

8月1日火曜日、午前10時から午後3時まで、賀陽庁舎において、消費生活相談を行います。

悪質訪問販売や金融商品取引詐欺など消費生活に関する様々な相談を消費生活相談員がお受けします。「困ったな。」と思ったら一人で悩まず、まずは相談を。秘密は固く守られますのでお気軽にお越しください。

○心の健康相談会（保健課）

8月4日金曜日、午後2時から、かもがわ総合福祉センターで心の健康相談会を行います。

当日は、専門医がご相談に応じます。「人とのつきあいがうまくいかない。よく眠れない。家に閉じこもっている日々が続いている。物忘れが多くなってきた」など些細なことでも構いません。ご家族やお世話をしている人からの相談もお受けしていますので、お気軽にご利用ください。

希望される方は、8月1日火曜日までに保健課 電話 0866-54-1326 番までご連絡ください。

○野焼きについてのお願い（住民課）

最近、「近所で草木を燃やして煙たい。」「窓が開けられない。」「洗濯物に臭いがついて困る。」「体調が悪くなる。」といった苦情が、特に多く寄せられています。

野焼きは、原則禁止されています。ただし、農林業を営むため、または焚火など日常生活を営む上で行われる焼却は例外とされていますが、あくまで例外であることを十分認識してください。やむを得ず軽微な焼却を行う場合は、

「煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度の少量にとどめる。」「風向きや強さ、時間帯を考慮する。」「草木などはよく乾かし、煙の発生量を

抑える。」「ご近所の理解を得て、迷惑にならないようにする。」など配慮して行ってください。